

令和 6年 3月 4日 議決・専決

令和 6年 3月 5日施行

令和 6年 3月 5日公布

令和 年 月 日適用

佐用町告示第 号

令和6年佐用町条例第1号

政治倫理の確立のための佐用町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例

政治倫理の確立のための佐用町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6年 3月 5日

佐用町長 庵 途 典 章

佐用町条例第1号

政治倫理の確立のための佐用町長の資産等の公開に関する条例の一部
を改正する条例

政治倫理の確立のための佐用町長の資産等の公開に関する条例（平成17年佐用町
条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第4号を次のように改める。

（4） 預金（当座預金及び普通預金を除く。）及び貯金（普通貯金を除く。）

預金及び貯金の額

第2条第1項第5号を削り、同項第6号中「証券取引法」を「金融商品取引法」
に改め、同号を同項第5号とし、同項中第7号を第6号とし、第8号から第10号ま
でを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。